

日行連発第83号

平成29年4月28日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会

会長 遠田 和夫

法定相続情報証明制度に係る法務省通達について

平素より、当会の事業推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年5月29日に不動産登記規則の一部を改正する省令が施行され、法定相続情報証明制度の運用が開始されることに伴い、法務省より各法務局長、地方法務局長に対し別添の通達が発出されましたので、会員の業務に係る実務面の情報として、下記のとおり送付いたしますのでご確認願います。

各単位会におかれましては、所属会員への周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本通達につきましては、平成29年4月19・20日開催の当会理事会にて配付しましたことを申し添えます。

記

【別添資料】

- ・「不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて（通達）」（平成29年4月17日・法務省民二第292号）

以上